第百五条　削除

（電子情報処理組織による登記の申請の場合の手数料の納付方法）

第百五条　第百一条第一項に規定する方法により法第四十九条第一項の規定による登記の申請をする場合において、現金をもつて手数料を納付するときは、登記官から得た納付情報により納付する方法によつてしなければならない。

2　第百一条第一項に規定する方法により法第四十九条第一項の規定による登記の申請をする場合において、収入印紙をもつて手数料を納付するときは、第六十三条第三項中「第一項の書面」とあるのは、「登記官の定める書類」と読み替えて適用するものとする。

3　前二項の規定は、持分会社の登記について準用する。

別表第五（株式会社登記簿）

区の名称	記録すべき事項
商号区	会社法人等番号
	商号
	商号譲渡人の債務に関する免責
	本店の所在場所
	電子提供措置の定め
	会社の公告方法
	貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項
	中間貸借対照表等に係る情報の提供を受けるために必要な事項
	会社成立の年月日
［略］	［略］

別表第五（株式会社登記簿）

区の名称	記録すべき事項
商号区	会社法人等番号
	商号
	商号譲渡人の債務に関する免責
	本店の所在場所
	会社の公告方法
	貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項
	中間貸借対照表等に係る情報の提供を受けるために必要な事項
	会社成立の年月日
［同上］	［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（各種法人等登記規則の一部改正）

第二条　各種法人等登記規則（昭和三十九年法務省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（商業登記規則等の準用）	（商業登記規則等の準用）
第五条　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項、第二条から第六条まで、第九条から第十一条まで、第十三条から第二十二条まで、第二十七条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条第二項、第五十八条から第六十条まで、第七十五条、第九十八条から第百四条まで、第百六条から第百九条まで、第百十一条、第百十二条及び第百十四条から第百十八条までの規定は各種法人等の登記について、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第四十六条第一項並びに同規則第一条の二第二項、第六十一条第一項、第六項及び第八項、第六十五条から第六十八条まで、第七十条から第七十四条まで、第七十六条から第七十八条まで、第八十条から第八十一条の二まで、第百十条並びに第百十三条の	**第五条**　商業登記規則（昭和三十九年法務省令第二十三号）第一条の二第一項、第二条から第六条まで、第九条から第十一条まで、第十三条から第二十二条まで、第二十七条から第四十五条まで、第四十八条から第五十条まで、第五十三条第二項、第五十八条から第六十条まで、第七十五条、第九十八条から第百九条まで、第百十一条、第百十二条及び第百十四条から第百十八条までの規定は各種法人等の登記について、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第四十六条第一項並びに同規則第一条の二第二項、第六十一条第一項、第六項及び第八項、第六十二条から第六十八条まで、第七十条から第七十四条まで、第七十六条から第七十八条まで、第八十条から第八十一条の二まで、第百十条並びに第百十三条の規定は各種法人